

新潟市営住宅条例・施行規則の一部改正について（案）
ご意見をお寄せください

パブリックコメント意見募集

平成 23 年 5 月 2 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」の中で、公営住宅法の一部改正が行われました。

それに伴い、市営住宅等の整備基準及び入居収入基準等について条例で定めることとなりましたが、新潟市では、市営住宅等の整備基準については新設し、入居収入基準等については一部緩和・拡大する内容の条例及び施行規則改正を予定しています。

この改正について、市民の皆様からご意見を募集いたします。

- ◎整備基準 : 公営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定めたもの
- ◎入居収入基準 : 一定の所得月額を超える世帯は公営住宅に入居できない基準
- ◎裁量階層 : 特に居住の安定を図る必要がある世帯階層

◆公営住宅法の改正内容

◇改正前

- ・整備基準 : 国土交通省令に規定する措置

※詳細は別紙「公営住宅整備基準条例化における新・旧整備基準と本市案の比較」参照

- ・入居収入基準 : 政令で規定 (所得の月額)

	<公営住宅>	<改良住宅>
本来階層 …	158,000円以下	114,000円以下
裁量階層 …	214,000円以下	139,000円以下

- ・裁量階層の対象 : 政令で規定

60歳以上の者のみ又は60歳以上及び18歳未満の者のみの世帯、小学校就学前の子どもがいる世帯、身体障がい者（手帳1～4級）・精神障がい者（手帳1～2級）及び同程度の知的障がい者・戦傷病者・原爆被害者・海外からの引揚者・ハンセン病療養者がいる世帯

◇改正後

- ・整備基準：国土交通省令で定める基準を参酌して条例で規定
※詳細は別紙「公営住宅整備基準条例化における新・旧整備基準と本市案の比較」参照)
- ・入居収入基準：政令で定める上限額以下で、同じく政令で定める基準額を参酌した金額 (所得の月額)

	<公営住宅>		<改良住宅>	
基準額	…	158,000円以下	/	114,000円以下
上限額	…	259,000円以下	/	158,000円以下

- ・裁量階層の対象：自治体が条例で規定
※国土交通省の方針：改正前の対象について引き続き配慮すること。

◆市の方針

(1) 整備基準

- ・床面積：25㎡以上（参酌基準と同じ）…旧基準では「19㎡以上」
- ・住宅の性能：すべて技術的助言と同じ等級
※特に省エネルギー性能（温熱環境）については等級4
…旧基準では「等級3」

(2) 入居収入基準（本来階層）

- ・公営住宅：政令で定める参酌基準と同額…現行を維持
- ・改良住宅：政令上限額まで緩和
※新潟市営住宅として支援対象となる低額所得者の基準を統一

(3) 裁量世帯

- ①対象世帯：子育て支援の観点等より現行の範囲を一部拡大
 - ・小学生がいる世帯
 - ・妊娠中の方がいる世帯
 - ・DV被害者世帯
 - ・精神障がい者（手帳3級）及び同程度の知的障がい者のいる世帯
- ②入居収入基準
 - ・政令上限額まで緩和

(所得の月額)

	<公営住宅>		<改良住宅>	
本来階層	…	158,000円以下	/	158,000円以下
裁量階層	…	259,000円以下	/	同上